

# 第7回東京都北区資源循環推進審議会

平成25年8月28日

午後2時開会

第二委員会室

## 次 第

○ 開 会

○ 会長挨拶

## 議 題

### 1 その他の具体策

- (1) 事業系ごみの減量化について
- (2) 効果的な啓発活動について

### 2 審議会答申（中間のまとめ）素案について

### 3 その他

小型家電のイベント回収実施について（報告事項）

#### (1) 次回、第8回審議会の開催日程について

- ・日時 平成25年11月6日（水）午後2時
- ・会場 北区議会第二委員会室

#### (2) 第9回審議会の開催日程について

- ・日時 平成26年1月29日（水）午後3時（予定）
- ・会場 北区議会第二委員会室

○ 閉 会

## 《配付資料》

資料1 事業系ごみの減量化について

資料2 効果的な啓発活動について

資料3 審議会答申（中間のまとめ）素案

資料4 小型家電のイベント回収実施について



## 第 7 回北区資源循環推進審議会資料

## 検討テーマ 7 その他の具体策 (1) 事業系ごみの減量化

## 1 事業系ごみに対する課題

事業系ごみの処理は、法令で排出者責任及び自己処理を原則としており（廃棄物処理法第3条）。23区では、事業系一般廃棄物を許可業者による自己処理（委託）を原則としている（表1「廃棄物の分類」参照）。

北区の事業所は、一般的に小規模な事業所が、大多数を占め、ごみや資源の排出量が少なく、単独でのリサイクルや許可業者による収集が容易ではないため、小規模事業所に重点を置いた施策を検討する必要がある。

一方、効率的な清掃事業運営を図るためには、事業者に対し、北区で収集している事業系ごみを、廃棄物収集運搬許可業者による収集へシフトするよう、積極的に働きかけるなどの対策を検討する必要がある。（P22）

また、排出者責任だけでなく、事業者に周知を行い、事業系ごみの削減に取り組む必要がある。

■エコプラン2018（東京都北区一般廃棄物処理基本計画）での記述から一部抜粋

## 2 北区の主な取り組み

## (1) 処理方法（業者委託・区収集）による指導

## ① 許可業者に委託して処理している事業者

## ア 委託にあたっての注意事項の周知

法令を遵守し、事業系ごみを適正に処理するため、問合せ対応時や区のHP等で許可業者や処理方法を周知している。

## イ 分別の徹底等、排出指導

廃棄物の区分に応じ分別を徹底するよう指導している。特に事業系の廃プラスチックは、家庭ごみと分別が異なり、法令で産業廃棄物となるため、産業廃棄物処理業者に委託するように説明している。

## ウ 廃棄物処理業者への指導

一般廃棄物の処理業者は、区が許可を行っている。許可の更新や検査等の機会に排出事業者との契約や適正処理について指導を行っている。

② 区の収集に有料で出している小規模排出事業者<sup>※1</sup>

## ア 有料ごみ処理券貼付の徹底

排出時に、集積所で有料ごみ処理券の貼付が無い事業者が判明した場合、排出事業者には有料であること、以後、貼付が無い場合回収しないこ

となどを説明するなどの指導を行っている。

イ 分別の徹底等、排出指導

事業系ごみを家庭ごみと一緒に出している事業者には、事業者責任の観点から家庭ごみと事業所のごみを分けて排出するよう指導している。

また、区の収集は、不燃ごみで産業廃棄物のうち併せ産廃<sup>※2</sup>を収集していることから、適正処理のため、分別の徹底を指導している。

びん・缶・ペットボトルなどの資源物については、区が収集しているのは家庭から排出されたもののみであることから、販売店等に戻すなど、事業者責任で処理するよう指導している。

(2) 事業所の規模による指導

① 3,000 m<sup>3</sup>以上の大規模建築物の事業者

ア 廃棄物管理責任者の選任及び講習会の受講

イ 再利用計画書の作成・提出

ウ 立入調査による法令遵守事項及び適正処理の確認、必要に応じた排出指導及び情報交換（ISO 管理、産業廃棄物管理票<sup>※3</sup>の電子化等の導入など）

② 1,000 m<sup>3</sup>以上 3,000 m<sup>3</sup>未満の中規模建築物の事業者

ア 廃棄物管理責任者の選任

イ 再利用計画書の作成

3 今後の取り組み

(1) 事業系ごみ排出事業者責任の推進

① 事業系有料ごみ処理券で区の収集に出している事業者に対して許可業者収集への移行推進

② 法令遵守を原則とした廃棄物処理業者への委託及び適正処理の推進

③ 小規模排出事業者の事業所数や排出状況の把握を実施し、事業系ごみの減量を推進する。

(2) 3,000 m<sup>3</sup>以上の事業用建築物の事業者への立入調査及び指導の充実

① 再利用計画書の内容確認や立入調査の実施を基本に、調査結果や状況に応じて、適正処理確認及び、ごみ削減によるごみ処理経費の低減などの周知や指導を実施し、引き続き、事業系ごみの削減を推進する。

② 廃棄物処理の最新情報の普及啓発及び、業種ごとの廃棄物の種類（特別管理廃棄物<sup>※4</sup>、医療系廃棄物<sup>※5</sup>等）に応じた適正処理の把握と推進

(3) 1,000 m<sup>3</sup>以上 3,000 m<sup>3</sup>未満の事業用建築物の事業者への指導方法の検討

① 任意作成の再利用計画書の提出の義務化、計画書内容の見直し、及び責

任者講習会の実施等検討

② 事業系ごみの減量及び適正処理の普及啓発策の検討

(4) 1,000 m<sup>3</sup>未満の事業用建築物の事業者への指導方法の検討

① 1,000 m<sup>3</sup>未満の事業用建築物（複数の事業者が入居する商業施設等）について、排出状況を把握し、事業系ごみの減量及び適正処理の普及啓発策の検討

(本文注釈)

※1 小規模排出事業者

常時使用従業員数が20人未満である事業者、且つ一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の一排出戸当たり排出する量が一日平均10kgを超えない事業者

※2 併せ産廃

廃棄物の種別のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物のことをいう。廃棄物処理法第11条第2項に基づき区が一般廃棄物の処理に影響のない範囲で規定する産業廃棄物（廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず）

※3 産業廃棄物管理票

廃棄物の種類・量・（排出・収集運搬業・処理処分業者などの）受託業者名称・氏名等を記載し、委託内容どおりに産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する伝票

※4 特別管理廃棄物

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する政令で定められている廃棄物

※5 医療系廃棄物

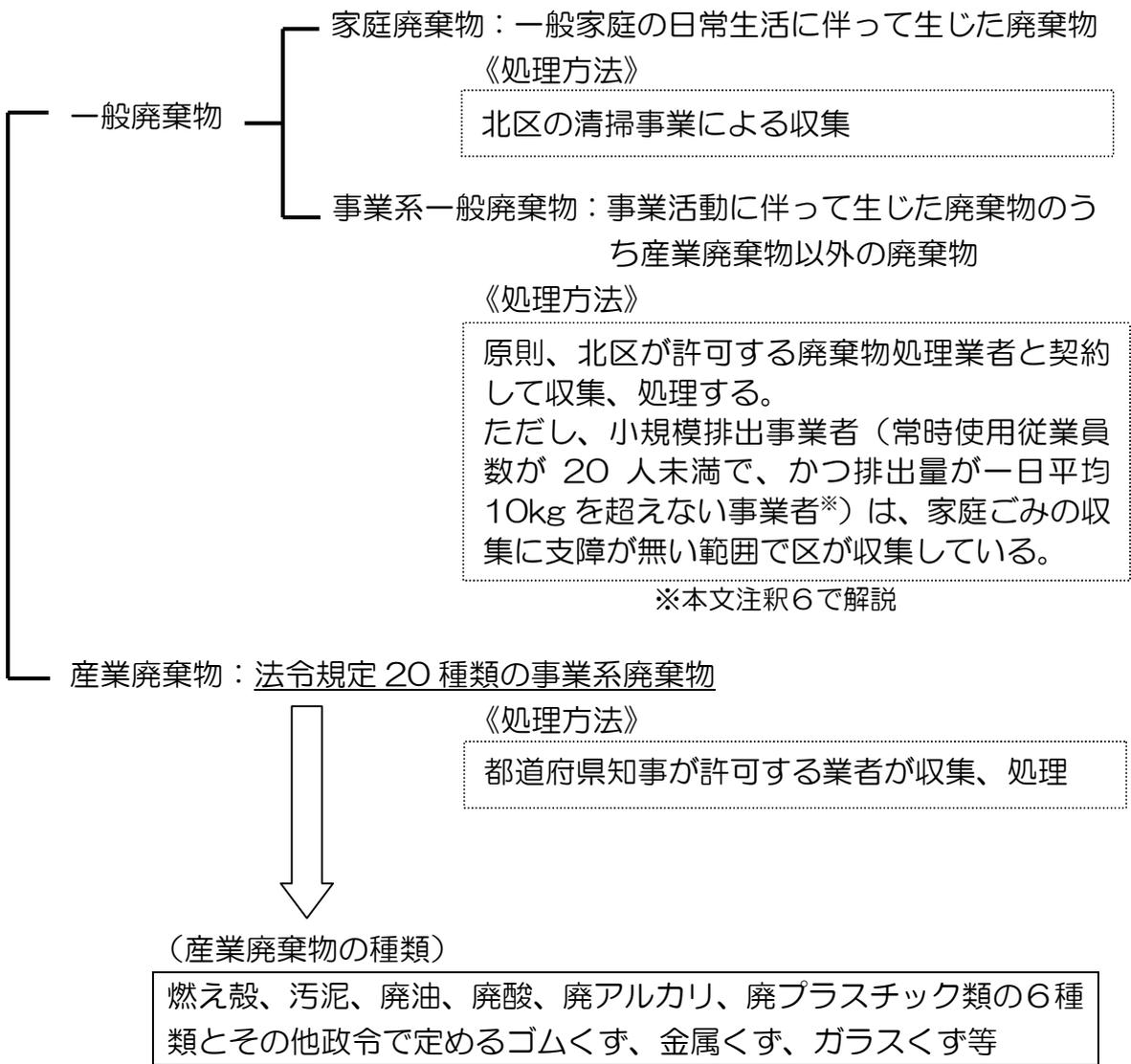
医療行為に関係して排出される廃棄物で非感染性、感染性に分けられ、感染性は「特別管理廃棄物」のひとつに分類されている。

表1 廃棄物の分類

廃棄物の概念（廃棄物処理法第2条第1項）

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

廃棄物の種類



## 第 7 回北区資源循環推進審議会資料

## 検討テーマ 7 その他の具体策 (2) 効果的な啓発活動

## ■エコプラン2018（東京都北区一般廃棄物処理基本計画）での記述

## 2 ごみ処理の課題

## (1) 発生・排出抑制及び資源化の課題

(省略)

## ⑤環境学習及び普及啓発

北区では、保育園や小学校、エコ広場館などを活用した環境学習や普及啓発に力を入れてきたが、今後もさらに区民や事業者と協働し、3Rの取り組みやごみに関連した情報などを提供していく必要がある。

環境学習は、国の調査でも明らかとなっており、3Rへの関心は持っていても行動まで移す人の割合は減少することから、国の目標(3Rの意識を持つ人の割合:90%、行動まで移す人の割合:50%まで上げる)を目指し、積極的にPRすることが必要である。環境に対する意識を子どものころから学習しておくことは非常に重要なことであるため、エコ広場館や学校での授業などを通じた環境学習をさらに推進する必要がある。(P23)

## 2 個別計画

## (2) ごみゼロのまちづくりのための啓発活動・環境学習の拡充

(施策一覧)

- 区民及び事業者のリサイクル活動拠点の提供
- 区民及び事業者とのごみ減量懇談会の開催
- 子どもに対する環境学習の拡充
- 施設見学会の推進
- イベントの開催及び支援

## ア 区民及び事業者のリサイクル活動拠点の提供

リサイクル活動を推進し、21世紀に生きる子孫に美しく健康な地球と暮らしを引き継ぐことを宣言した「北区エコライフ宣言」がある。これを実現するひとつの手段として、区民、事業者、行政とが連携しながら、多様な活動に取り組むことができる地域の拠点として4カ所のエコ広場館を設置している。

エコ広場館では、リサイクル情報の収集及び提供事業、リサイクル活動団体の交流事業、リサイクル工房事業、フリーマーケット事業、資源の収集事業、展示事業、環境に配慮した調理教室などを実施しており、区民の活動拠点として定

着している。

今後も区民及び事業者のリサイクル活動を支援するとともに、地域に応じた活動拠点として新たな施設の整備を検討する。

#### イ 区民及び事業者とのごみ減量懇談会の開催

行政から区民への発信だけではなく、区民参加型の環境学習が必要なことから、清掃協力会と連携し、施設見学会や懇談会を実施している。

また地域の清掃問題について、今後も引き続き行政と区民、事業者とのごみ減量懇談会の開催など、積極的に区民や事業者との意見交換を図りごみ減量施策に反映する。

#### ウ 子どもに対する環境学習の拡充

現在、保育園や小学校を対象にした環境学習用教材を作成し、環境学習に活用している。また、清掃車を改良したスケルトン車もイベント等で活用している。

今後もごみや資源の分別の理解を深めるために実施している子ども向け環境学習を拡充する。

#### エ 施設見学会の推進

親子施設見学会である「エコエコツアー」では、夏休みの親子環境学習の場として北清掃工場や中防処理施設、富士見橋エコー広場館等の施設見学を実施している。

今後も施設見学の場所等を検討しながら、将来を担う子どもたちへのごみ・リサイクルの環境学習としてさらに推進する。

#### オ イベントの開催及び支援

区民が環境・リサイクル・清掃の問題を多角的に考えていく啓発の機会として、また、区民の健康づくりのイベントとして「エコライフフェア」を毎年10月に開催している。

さらに、消費生活展や環境展等の各イベント開催時を活用し、リサイクル・清掃事業のコーナーを設けるなど啓発活動を行っている。

地域の活動団体が毎年4月に開催している環境やリサイクル啓発イベントの「エコロジーキャンペーン」に北区は共催者として支援を行っている。

こうした北区の主催事業や各団体が行うイベントに対する支援を通じて、今後もごみ減量施策の啓発を行う。(P38)

## 北区の清掃・リサイクル啓発事業、協力団体

### 1 印刷物

	印刷物名称	配布対象	内 容	印刷・配布部数
1	家庭ごみ・資源の分け方出し方	転入者	回収日、分別方法など	30,000
2	私たちができること	小学生	3 R 啓発	5,000
3	北区ニュース（ホームページ）	区民	集団回収、分け方出し方	190,000

### 2 啓発関連イベント

	名称	開催月	内 容
1	エコロジーキャンペーン	4月	ごみ0運動、フリーマーケット（区共催）
2	エコエコツアー	7月	リサイクル施設見学（小学生親子）
3	区民まつり	10月	3 R 区民アンケート
4	消費生活展	10月	ごみ・リサイクル啓発 レジ袋削減キャンペーン
5	クリーンフェスティバル	10月	北清掃工場見学など
6	環境学習		学校・保育園を対象（北区清掃事務所による）
7	環境展	9月	スケルトン清掃車実演など（会場 区内小学校）
8	民間フリーマーケット後援	毎月	区立公園等で開催されるものの広報協力

### 3 啓発拠点施設

	施設名	施設数	内 容
1	エコー広場館	4館	区民参加のリサイクル活動拠点
2	北区清掃事務所	3所	ごみの出し方指導

### 4 リサイクル・清掃関係協力団体

	名称	活 動 内 容
1	北区リサイクラー活動機構	リサイクル普及活動、エコー広場館運営指定管理者
2	北区地域リサイクラー協議会	ステーション回収に関する啓発、連絡調整など
3	北区清掃協力会	3 R、清掃リサイクル事業への協力など

## これからの効果的な情報発信・啓発活動の具体策案

- 1 家庭ごみ・資源の分け方、出し方の全区民への周知徹底
  - ・北区ニュース特集号やパンフレット等の全戸配布の実施。
  - ・インターネット、ケーブルテレビ、SNS を活用したあらたな情報発信
  
- 2 生ごみの減量や雑がみなどの分別回収資源化PRの強化
  - ・パンフレット等の作成配布やホームページでの発信
  - ・エコ広場館やさまざまなイベントでの普及活動の強化
  - ・小型家電など、あらたな資源回収の告知・周知の徹底
  
- 3 児童・生徒への環境教育の強化
  - ・ごみの分別やごみ出しマナーの習慣化を学校教育の場で進める。
  - ・エコエコツアーやイベントの実施内容の改善
  
- 4 ごみの組成調査の拡大充実
  - ごみの排出状況の把握と分析をするため、現在7か所で実施しているごみ組成調査を拡大・充実する。

平成 25 年 8 月 28 日  
北区資源循環推進審議会

更なるごみの減量化のための具体策について

答 申（中間のまとめ）（素案）

平成 2 5 年 月

東京都北区資源循環推進審議会

## 目次

1	検討に向けて.....	1
	(1) 北区の計画と目標 .....	1
	(2) 北区の廃棄物と資源回収の現況.....	1
	(3) 検討事項の整理 .....	2
2	ごみ減量の具体策の検討.....	3
	(1) 生ごみの減量について .....	3
	(2) 雑がみの資源化について .....	5
	(3) 小型家電・金属の資源化について.....	6
	(4) 廃プラスチック類の資源化について.....	8
	(5) 戸別収集の地域拡大について .....	10
	(6) 家庭ごみの有料化について .....	12
	(7) その他の具体策について .....	13
3	事業化に向けて.....	14

# 1 検討に向けて

## (1) 北区の計画と目標

北区では、平成 21 年 3 月に「東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2018）」を策定し、「循環型社会の構築～ごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、平成 19 年度実績に比較して平成 30 年度までにごみ排出量 20%削減、リサイクル率を 25%に向上させることを目標としています。

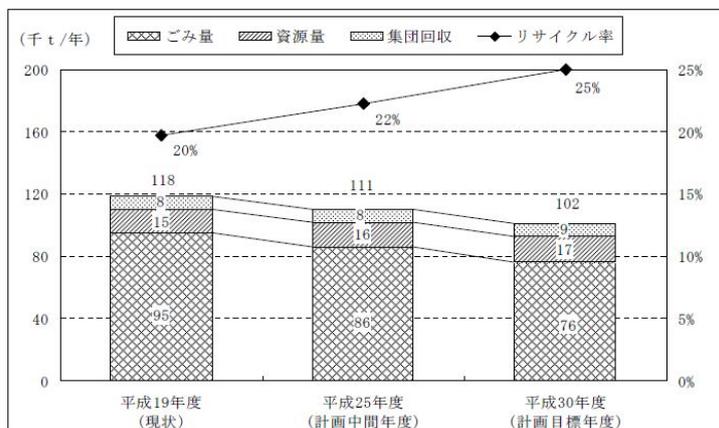


図1 ごみ排出量とリサイクル率の目標 (出典：エコプラン 2018)

## (2) 北区の廃棄物と資源回収の現況

平成 23 年度の北区のごみ排出量は 89,175 トン、ごみ排出量の減量は進んでいるものの、その伸びは鈍化しています。また、リサイクル率は 19.1%で停滞しており、現状のままでは計画の達成は困難です。

北区の資源回収は、古紙、びん・缶、ペットボトルを集積所及びステーションで回収し、紙パック、発泡トレイ、廃食油、古布を公共施設や店舗などの拠点回収を行っており、資源化に努めています。

また、町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体で行っている集団回収は、集合住宅や町会、自治会などへの働きかけ、区の報奨金や消耗品の支援により、回収実績がある実施団体は微増となっていますが、回収量は頭打ちから減少傾向にあります。



図2 ごみ排出量の推移

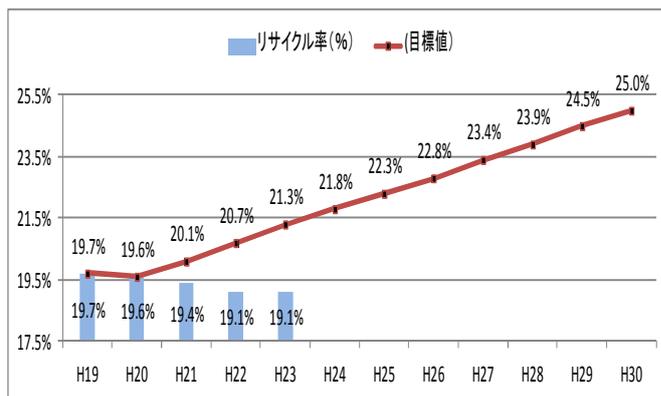
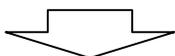


図3 リサイクル率の推移

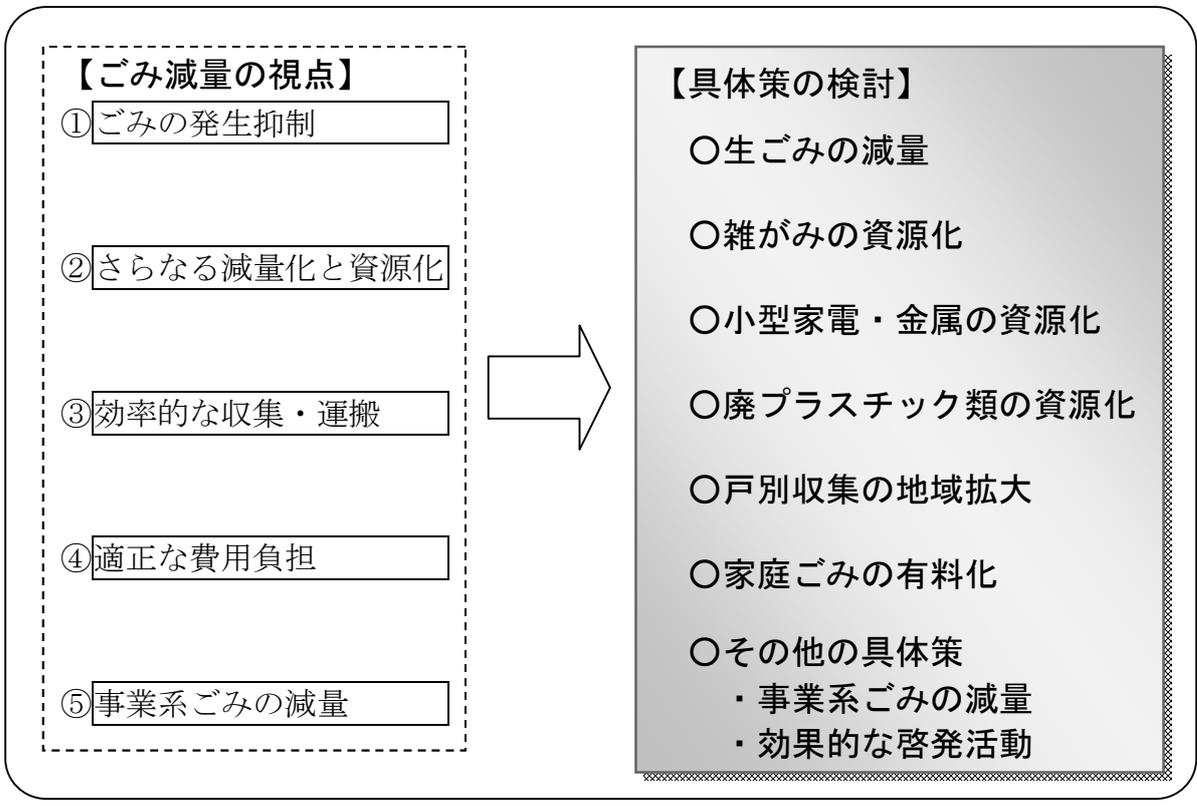
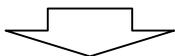
### (3) 検討事項の整理

北区の目標や現状を踏まえ、本審議会では更なるごみの減量化のための具体策として、ごみの発生・排出段階での取り組みを中心に、以下のとおり「生ごみの減量」「雑がみの資源化」「小型家電・金属の資源化」「廃プラスチック類の資源化」「戸別収集の地域拡大」「家庭ごみの有料化」「その他の具体策」について検討しました。

**【北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン2018）】**  
基本理念：「循環型社会の構築」～ごみゼロのまちづくり～  
目 標：平成19年度実績と比較して、平成30年までに  
ごみ排出量を20%削減  
リサイクル率を20%から25%に向上



**【北区のごみの現状】**  
・ごみ排出量の減量が進んでいるものの、その伸びは鈍化している。  
・リサイクル率は伸び悩んでいる。

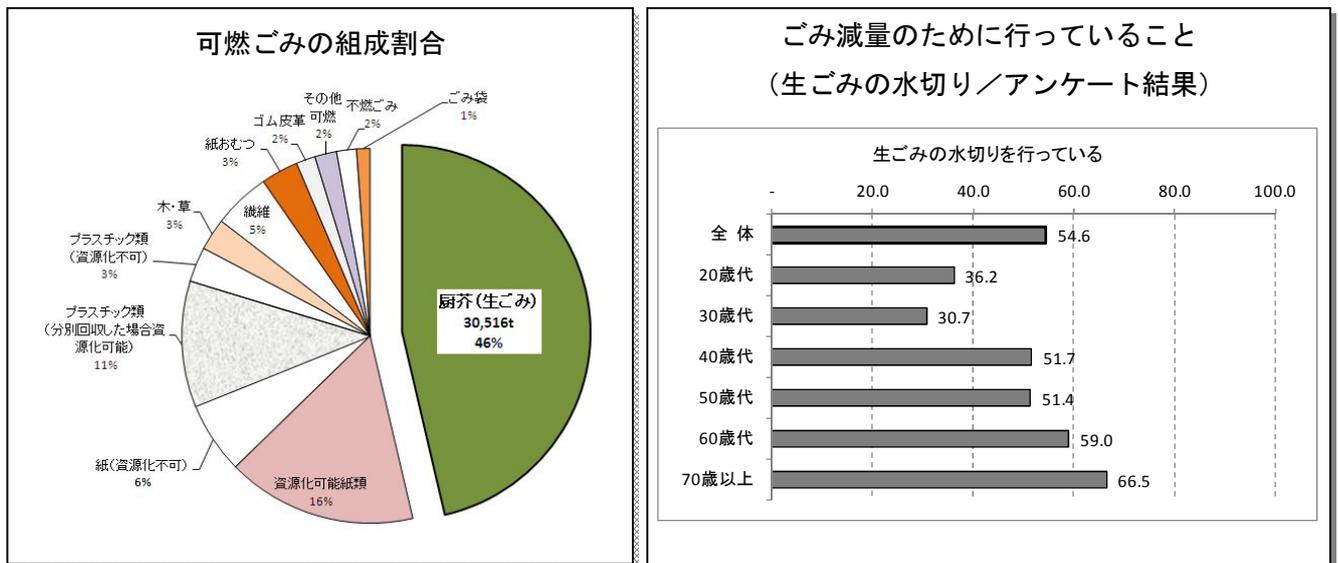


## 2 ごみ減量の具体策の検討

### (1) 生ごみの減量について

#### 【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画」では生ごみについて、水切りや啓発を促進し、発生抑制に積極的に取り組むとしている。
- ・北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、厨芥類が可燃ごみの 46%を占めており、さらなるごみ減量にはこの厨芥類をいかに減量できるかが重要である。
- ・区民アンケート調査では、減量のために「生ごみの水切りを行っている」が 54.6%を占めており、区民の意識も高いと考えられる。



#### 【審議会での主な意見】

- ・生ごみの水切りは誰にでもできることであり、生ごみを乾かすだけで 20%減量の効果がある。
- ・生ごみが減量されるとどの位の効果があるのか、具体的な金額が分かるような身近に感じられる PR が効果的であると考えられる。
- ・学校等での教育や取り組みなど、子ども側からの啓発も必要である。
- ・23 区で足並み揃えた取り組み、キャンペーンなど、関心のない人に関心を持たせる、目を向かせる PR が必要である。
- ・生ごみを濡らさないことが重要である。
- ・適宜消費できるような小ロット商品など事業者への働きかけも必要である。

### 【生ごみ減量への取り組み】

区民一人ひとりが日常的に継続してごみの減量化に取り組めるよう支援する。

生ごみ減量の効果的な取り組みとして、食べ物を粗末にしない、食べ残しをしない、ごみを極力出さない調理法に取り組む、必要なものを必要な分だけ計画的に購入することを心掛けるなど、発生抑制に重点を置いた啓発・周知活動を継続する。

○ 家庭における生ごみの乾燥や水切りなど、発生・排出抑制の取り組み方法の周知徹底

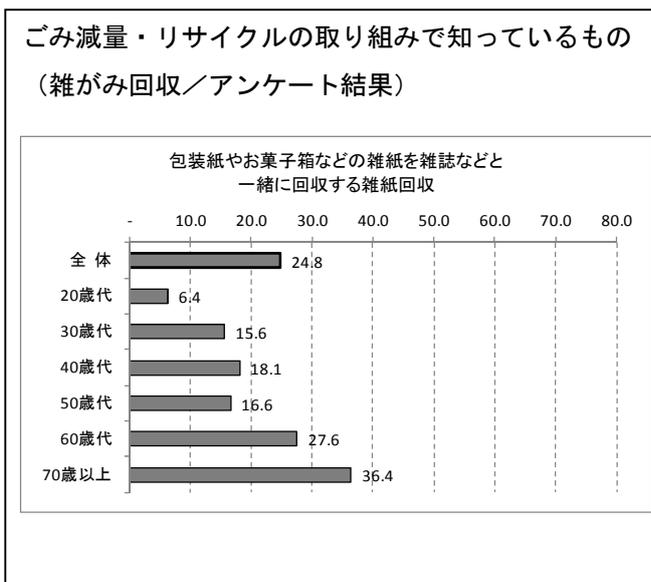
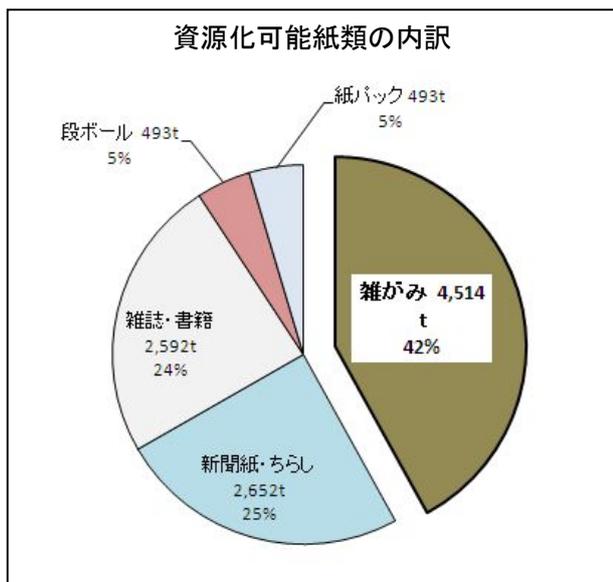
○ 生ごみ減量に関心ない人たちにも関心を持たせるような啓発活動の推進

○ 学校で子どもたちが参加・実践できるような環境教育の実践

## (2) 雑がみの資源化について

### 【現況・課題】

- 北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙（菓子箱、紙袋、はがき、封筒など）である「雑がみ」が 42%を占めている。
- 「雑がみ」は、区の回収では雑誌等に挟んで出すように広報しているが、その認知度の低さや分別の手間などの理由から回収量は多くない。また、集団回収では紙の分別状況が売却に影響するため、積極的に回収する業者数も少ない。



### 【審議会での主な意見】

- 「雑がみ」はリサイクルできるという周知が必要である。
- 「古紙」と「雑がみ」に品目を分け、目に見える形で分別するが有効である。
- 回収品目、回収場所、行政コストなどを踏まえた回収モデルケースを検討すると良い。
- 古紙などは行政回収から集団回収への移行するPRが必要である。

### 【雑がみの資源化への取り組み】

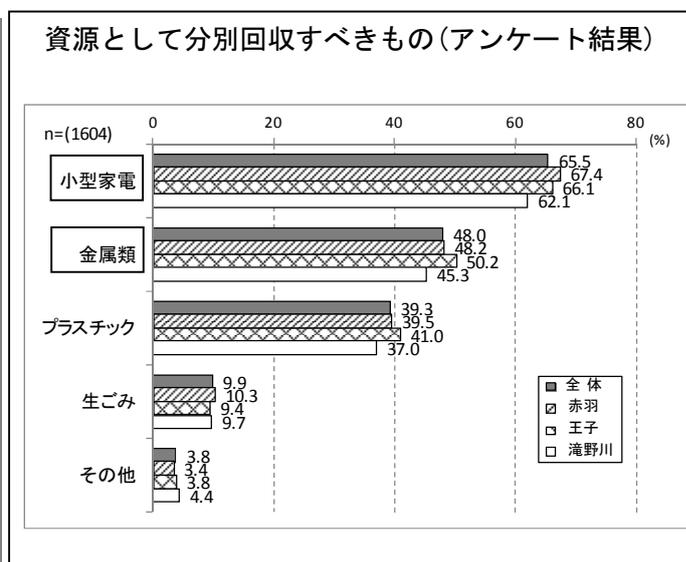
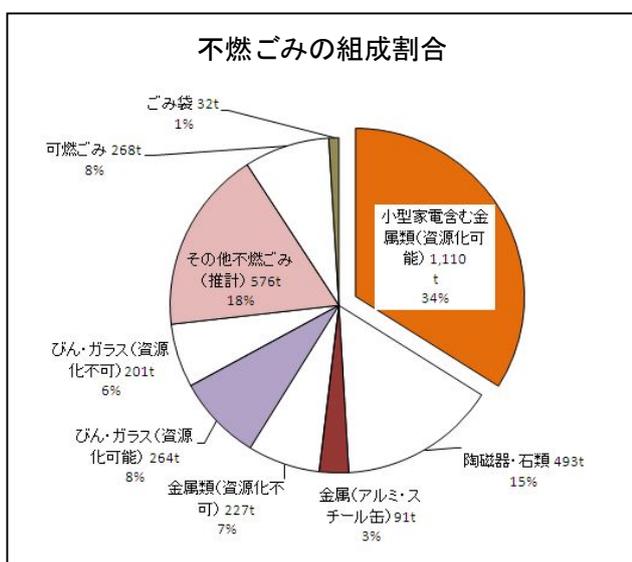
資源化可能な「雑がみ」の適正な分別・回収を実践し、資源化率の向上を目指す。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるという区民への周知徹底
- 家庭ごみを「古紙」「雑がみ」に品目を分けるなどの分別意識の啓発活動の推進
- 集団回収の古紙の品目の一つである「雑がみ」の回収を普及させるなど、資源回収方法の拡充

### (3) 小型家電・金属の資源化について

#### 【現況・課題】

- 平成 25 年 4 月、携帯電話や小型ゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電に利用されている金やレアメタルなどの金属の再資源化を目的とする小型家電リサイクル法が施行された。
- 資源の有効利用の観点等から、小型家電の回収・リサイクルの促進は重要であるが、回収・選別のコストの増大を抑えるための実施方策の検討が必要とされている。
- 北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、不燃ごみのうち、金属類 21%、小型家電 13% を占めており、都市鉱山とも言われる貴重な金属が不燃ごみとして処理されている。
- 区民アンケート調査では、資源として分別回収すべきものとして「小型家電」が 65.5%、「金属類」が 48.0% を占めており、区民の意識は高い。



#### 【審議会での主な意見】

- 拠点回収のエコー広場館まで持って行くには手間がかかる。また、拠点が少ないため、回収場所の検討が必要である。
- 現状の不燃ごみを月 2 回から月 1 回の回収にして、小型家電・金属類を月 1 回にするなど、行政モデル収集を検討してはどうか。

### 【小型家電・金属の資源化への取り組み】

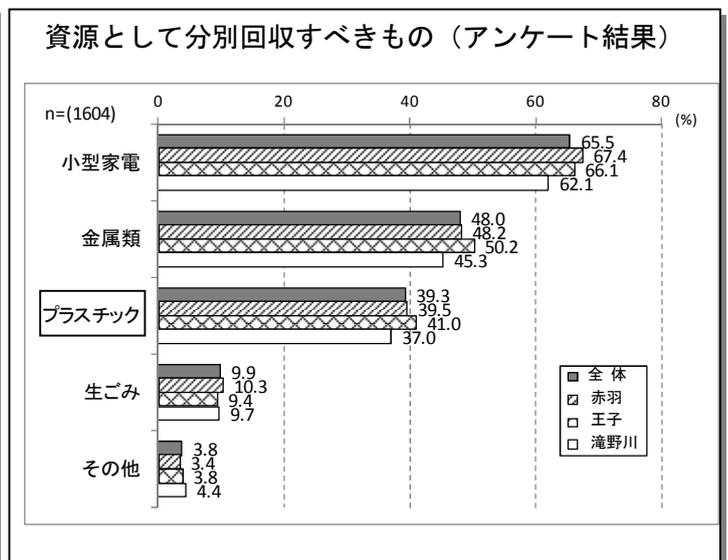
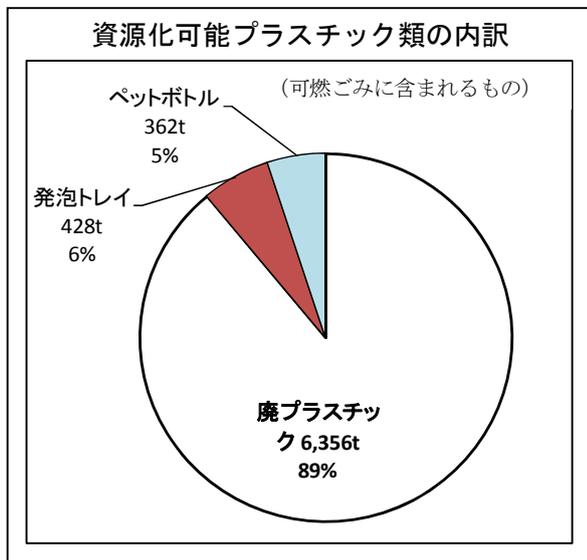
金属資源の分別・回収を促進し、不燃ごみ・粗大ごみにおける金属類のさらなる資源化を目指す。

- 使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発活動の推進
- 小型家電の回収場所、回収品目、回収方法、個人情報の保護などを総合的に検討する
- 民間がすでに実施している携帯電話などのリサイクルの取り組みを積極的にPRする
- 月2回の不燃ごみ収集のうち1回を小型家電・金属回収にあてるなど、区民に分かりやすい分別方法であり、かつ効率的な回収方法を検討
- 粗大ごみから有用な金属を効果的・効率的に回収する方法を検討

#### (4) 廃プラスチック類の資源化について

##### 【現況・課題】

- 北区ではペットボトルをステーション回収、発泡トレイを拠点回収しており、その他のプラスチックについては、平成 19 年度に一部地域で不燃ごみから可燃ごみとして回収し、平成 20 年度に区内全域で回収を行い、サーマルリサイクルを実施している。
- 区民アンケート調査では、資源として分別回収すべきものとして「プラスチック」が 39.3%を占めており、区民の意識は比較的高い。
- 北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の平均値では、資源化可能なプラスチック類のうち、廃プラスチックが 89%と大部分を占めている。
- 「北区一般廃棄物処理基本計画」では廃プラスチックについて、東京都の最終処分場におけるひっ迫状況や、リサイクル方法の現状、収集運搬経費、環境負荷などの指標を考慮した上で適切な処理方法を検討すべきとしている。



##### 【審議会での主な意見】

- 廃プラスチック類の回収は収集運搬、選別のコスト負担があり、選別・圧縮・梱包・保管、ほとんどが委託である。経費はかかるが、現状のサーマルリサイクルから今後どのようなリサイクルの可能性があるのか検討していくことが課題である。
- 廃プラスチック類を家庭で分別する場合、容器包装プラスチックだけに分別できない可能性があると考えられる。
- 容器包装リサイクル法では自治体の負担が大きくなるようになっているため、国への呼びかけも必要である。
- 北区はサーマルリサイクル導入時にペットボトルの区内全域で回収を始めたが、そのほかのプラスチックを集積所で回収していない。有料化した場合には負担となるので、資源扱いとしてほしいという声が出るのではないかと。

#### 【廃プラスチック類の資源化への取り組み】

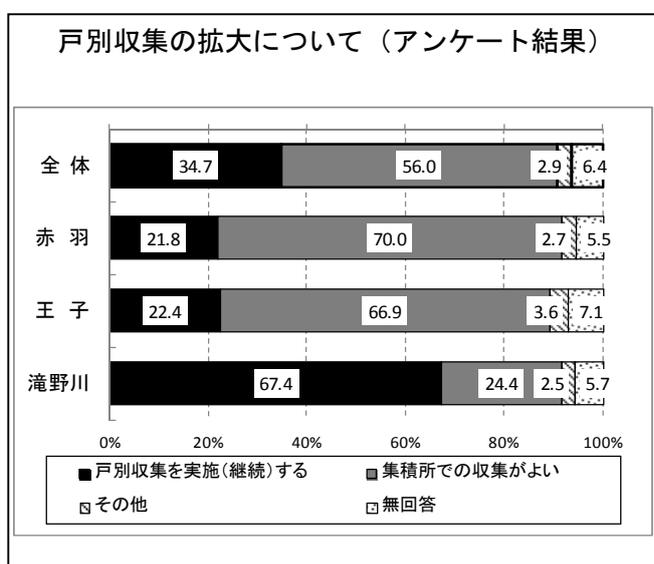
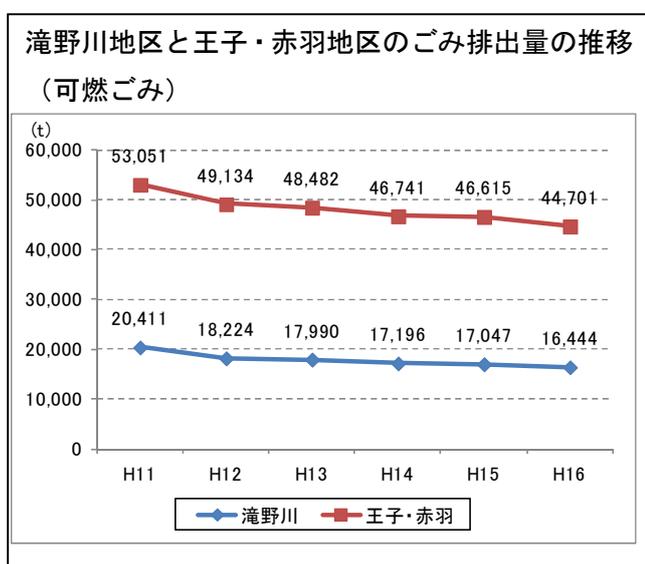
環境面、経済面など様々な観点から、北区にふさわしい資源化の方法の検討を継続する。

- 区民にとって分かりやすく負担とならない分別方法の検討
- 廃プラスチック類の資源化はマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを原則とする
- 廃プラスチック類を資源化できるものとできないものに分け、資源化できるものは効率的に収集運搬できるように中継施設など処理ルートを含めた検討が必要である。資源化できないものは引き続きサーマルリサイクルによる効率的な処理を原則とする。

## (5) 戸別収集の地域拡大について

### 【現況・課題】

- ・滝野川地区では平成12年から戸別収集のモデル実施を開始し、平成14年には滝野川地区全域でモデル実施を行っている。
- ・アンケート調査の結果では、集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状の集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。
- ・滝野川地区における戸別収集モデル実施の実績をみると、大きなごみ減量効果は見られないが、戸別収集による適正な分別での排出、不法投棄の減少、排出指導の容易さなど、排出者責任が守られる環境である。
- ・3階以上15戸以上の集合住宅には、「廃棄物保管場所」と「資源保管場所」の設置義務がある。



### 【審議会での主な意見】

- ・戸別収集モデルを実施している滝野川地区では、戸別の収集実施とごみリサイクル意識の向上によるごみの減量効果がみられる。
- ・北区の特徴（車が通行できない狭小路地、集合住宅が多い）を踏まえた収集の取り組みが必要である。
- ・戸別収集は戸建て住宅には効果があると思うが、集合住宅は各戸に立ち入って指導することもできないので難しいと考えられる。
- ・戸別収集の地区とそうでない地区との境界で不法投棄がある。
- ・経費については、有料化と戸別、有料化のみ、戸別のみの場合など、比較して検討する必要がある。
- ・戸別収集の地域を拡大した場合、資源・古紙を戸別収集にするのか、従来どおり集団回収・集積所での回収にするのかは、効率的な収集の視点から検討すべきである。
- ・適正排出にはごみのチェック、指導が重要であるがプライバシーの問題もある。
- ・各地区のアンケート結果は軽視できない。王子・赤羽地区で戸別収集を実施する

際には、明確な説明材料が必要である。

#### 【戸別収集の地域拡大への取り組み】

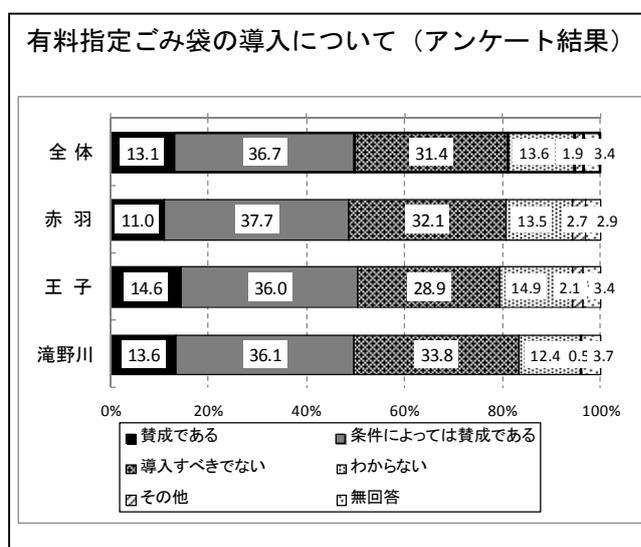
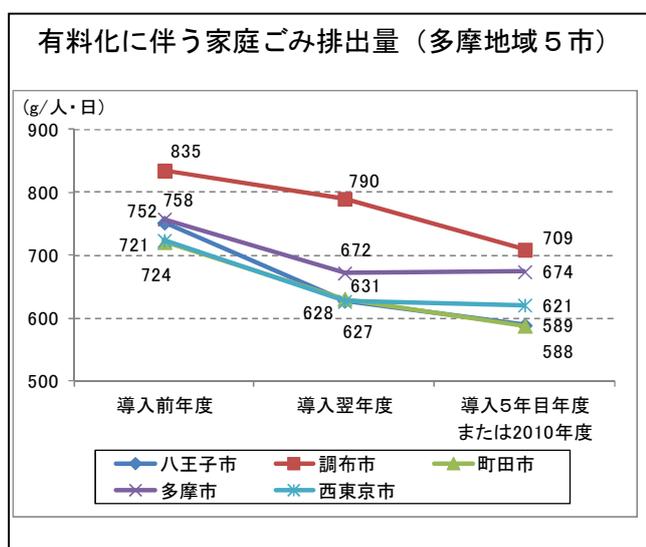
排出するごみについて、各自が責任を持ち、ごみ減量化や家庭ごみと事業系ごみの分離に取り組む観点から、戸別収集は有効な方法と考えられるが、アンケート結果等を見ると早急に導入するよりは、引き続き以下のような視点を踏まえ、実施に向けた検討を継続する必要がある。

- 戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、費用対効果の検証
- 戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は、建物ごとの収集が妥当である。
- 狭小路地が多く、集合住宅が住宅の半数を占める北区の特徴を踏まえた収集方法の工夫
- 効果的、効率的な収集方法を考慮すると、可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、一定範囲を単位とする集積所での回収が妥当である。
- ごみ出しが難しい高齢者等を対象とした訪問収集事業の継続、周知

## (6) 家庭ごみの有料化について

### 【現況・課題】

- 「北区一般廃棄物処理基本計画」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の用途と運用などの有料化の仕組みから、②住民や事業者との連携などに関する有料化の導入までの経緯や運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなど、有料化導入自治体の事例調査などを実施した上で検討する」としている。
- 家庭ごみ有料化は全国で約6割の市町村が導入している。東京都の多摩地域の市においては約8割の自治体が導入しており、実績として大きな減量効果をあげている。ごみ減量に対する有効な施策である。
- 区民アンケート調査では、指定ごみ袋の導入について「賛成である」が13.0%、「条件によっては賛成である」36.7%とあわせて約半数を占めており、有料化に対する拒絶反応は大きくはないと考えられるが、「導入すべきではない」も31.4%を占めている点も考慮する必要がある。
- 区民アンケート調査のその他の項目では、「ごみを出す量が少ない人は負担が少なく、多く出す人は負担が多くなるような仕組み」56.6%、「紙おむつ回収袋の無料配布」50.1%、「不法投棄対策の充実」50.1%などに対する関心が高い。



### 【審議会での主な意見】

- 有料化の導入には区民に理解してもらえる理由（料金設定、併用サービスなど）の説明が必要である。
- 有料化の手数料を区民に還元するようなサービスを提供する必要がある。（容器包装プラスチックの収集、集団回収の報奨金の増額、エコショップに対するごみ袋取り扱い手数料引き上げ、無料おむつ回収袋の配布、生活保護者への減免など）
- 有料化により隣接区の境界など不法投棄が増えることが懸念される。手数料収入を不法投棄対策の強化にあてることも考えられる。

- ・23区全体、隣接する区の検討状況、答申の内容等には温度差があるが、ある程度、足並みを揃えた検討が必要である。
- ・有料化をした場合、減量をする人の負担が増えないようするのが前提である。
- ・有料化を始める区が出て他区も同じように動き出した場合に、北区もその動きに乗り遅れないように検討を進め、備えておくということが重要である。

### 【家庭ごみの有料化への取り組み】

家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である。北区でも有料化導入を前提に制度設計及び導入時期等について、さらに検討を継続し、実現に向けて最大限の努力をする必要がある。導入にあたっては、区民にきめ細やかな説明を行い、一定の理解を得て導入することが必要であり、以下の視点で検討する必要がある。

- 全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している。23区で導入が始まった際に、有料化を実施せずにごみの減量が他区に遅れると、ごみ量を基に東京二十三区清掃一部事務組合の分担金を負担していることから、区の処理経費が結果的に区民の負担となる。区民のために他区に遅れることが無く、ごみの減量に取り組むためにも、引き続き有料化の制度を検討し、区民の理解が得られる制度を検討する必要がある。
- 区民アンケート結果等の意見を踏まえて、平均世帯人数を基に世帯当たり月額約300円の有料試算案を検討した結果、試算案は区民に大きな負担をかけるものではない。ごみ減量化の動機づけとして引き続き公平な負担となるような制度の検討が必要である。
- 有料化による歳入を区民に還元することを前提に、清掃及び資源循環のためのサービスの拡充が必要である（プラスチックの分別収集、不法投棄対策の充実、子育て世帯へのおむつ袋の提供、戸別収集の地域拡大など）。
- 有料化にあたり区民負担が増えないように廃プラスチック類の資源化を実施する必要がある。
- 公平な制度とするため、不適正排出・不法投棄の防止を徹底する必要がある。
- 新たにごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、現在のごみの組成割合などの分析をさらに充実し、区民への情報提供する必要がある。

## (7) その他の具体策について

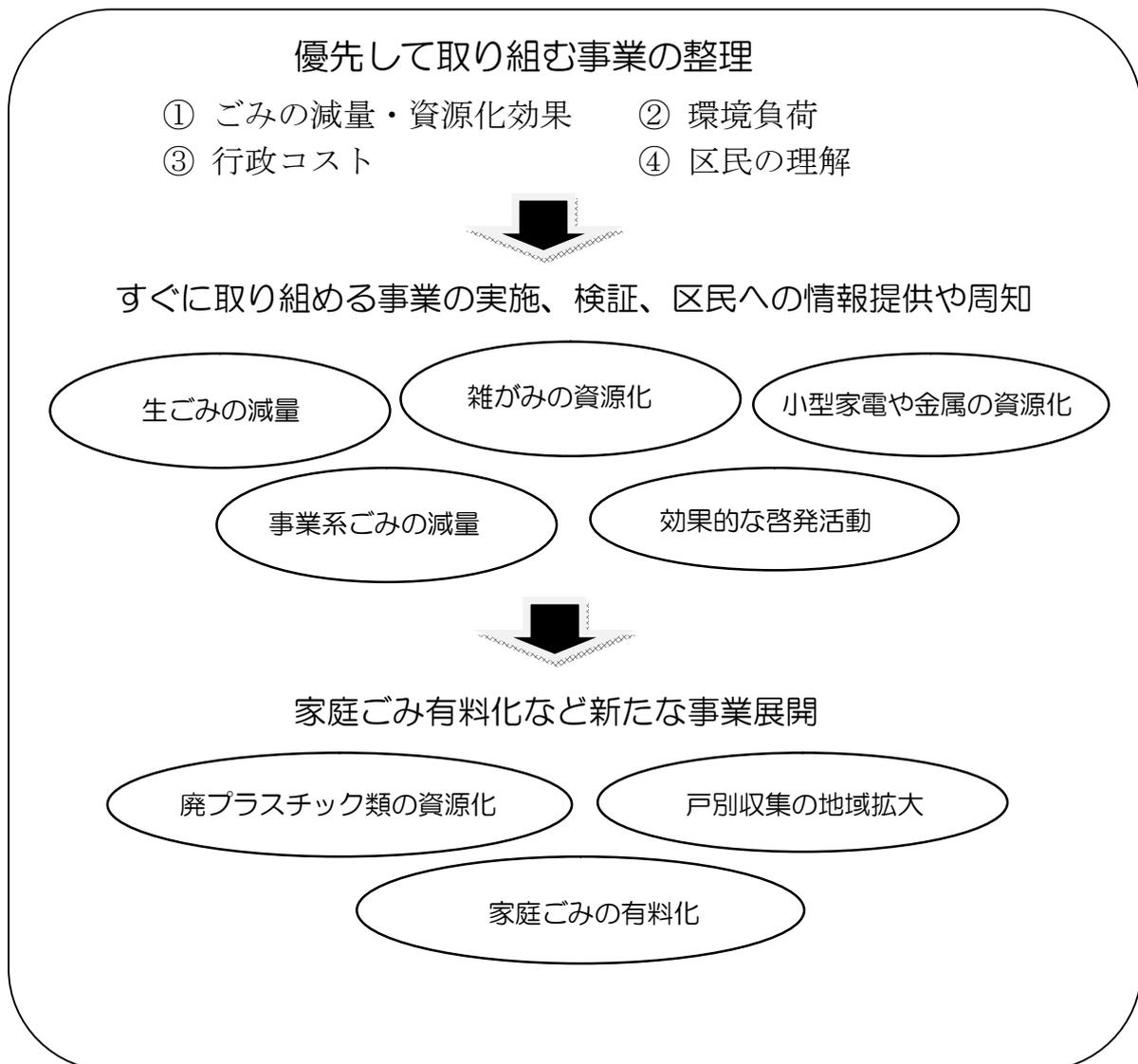
事業系ごみの減量 事業者排出責任の徹底  
効果的な啓発活動

第7回審議会討論内容で作成します。

### 3 事業化に向けて

区が当審議会で検討した具体策を実施するには、費用や効果などを検討し、区民の協力や理解を得るため、十分な周知を行う必要がある。また、検討にあたっては、「発生抑制、排出抑制」を原則として、リサイクルは回収量だけでなく質も高めるなど、総合的に判断する必要がある。

具体的な実施にあたっては、優先的に取り組む事業を整理して、住民合意など一定の理解を得て、すぐに事業化できるものを優先的に実施する。また、当審議会で実施した区民アンケート結果からも家庭ごみの有料化及び戸別収集は、現時点で早急に取り組むことは難しい。一方で他自治体の実績からも家庭ごみ有料化と戸別収集は同時または計画的に実施することで、更なるごみの減量に相乗効果が得られる。23区は中間処理を共同で実施しており、原則、ごみ量に応じて東京二十三区清掃一部事務組合の分担金を支払っていることから、他区に遅れることなくごみを減量することが区民のためにも望ましい。そのため、当審議会の答申を踏まえ、行政として来るべき時期に向けて、区民の理解が得られるように慎重かつ十分な検討を進める必要がある。



## 小型家電のイベント回収実施について

## 1. 要旨

携帯電話や携帯ゲーム機、デジタルカメラ等の小型家電に含まれる金属の再資源化を目的とした小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

現在、北区資源循環推進審議会にてごみ減量施策の推進の一環として小型家電のリサイクルについて検討しているが、回収の本格実施に向け、小型家電の回収方法や回収対象品目、個人情報の取扱い等について検証するため、区民まつりおよび消費生活展において小型家電のイベント回収を実施する。

## 2. 実施日および会場

## (1) 区民まつり

実施日：10月5日（土）、6日（日）

会 場：滝野川会場（滝野川体育館）、赤羽会場（赤羽エコー広場館）

## (2) 消費生活展

実施日：10月26日（土）、27日（日）

会 場：北とぴあ地下 1 階展示ホール

## 3. 回収対象品目

国が指定した特定対象品目のうち、有償での引き取りが可能となる品目を選定し、下記 8 品目を回収品目とする。

①携帯電話

②携帯ゲーム機 ③デジカメ ④携帯音楽プレーヤー ⑤ポータブルビデオカメラ

⑥ポータブルカーナビ ⑦電子辞書

⑧上記品に付属している AC アダプタ

## 4. 回収方法

個人情報保護の観点から、直接区民からの受け取りとし、施錠された回収ボックス（別紙 1 参照）に保管する。また、希望があればその場で小型家電破壊装置（別紙 2 参照）を使用して破壊する対応も可能としている。

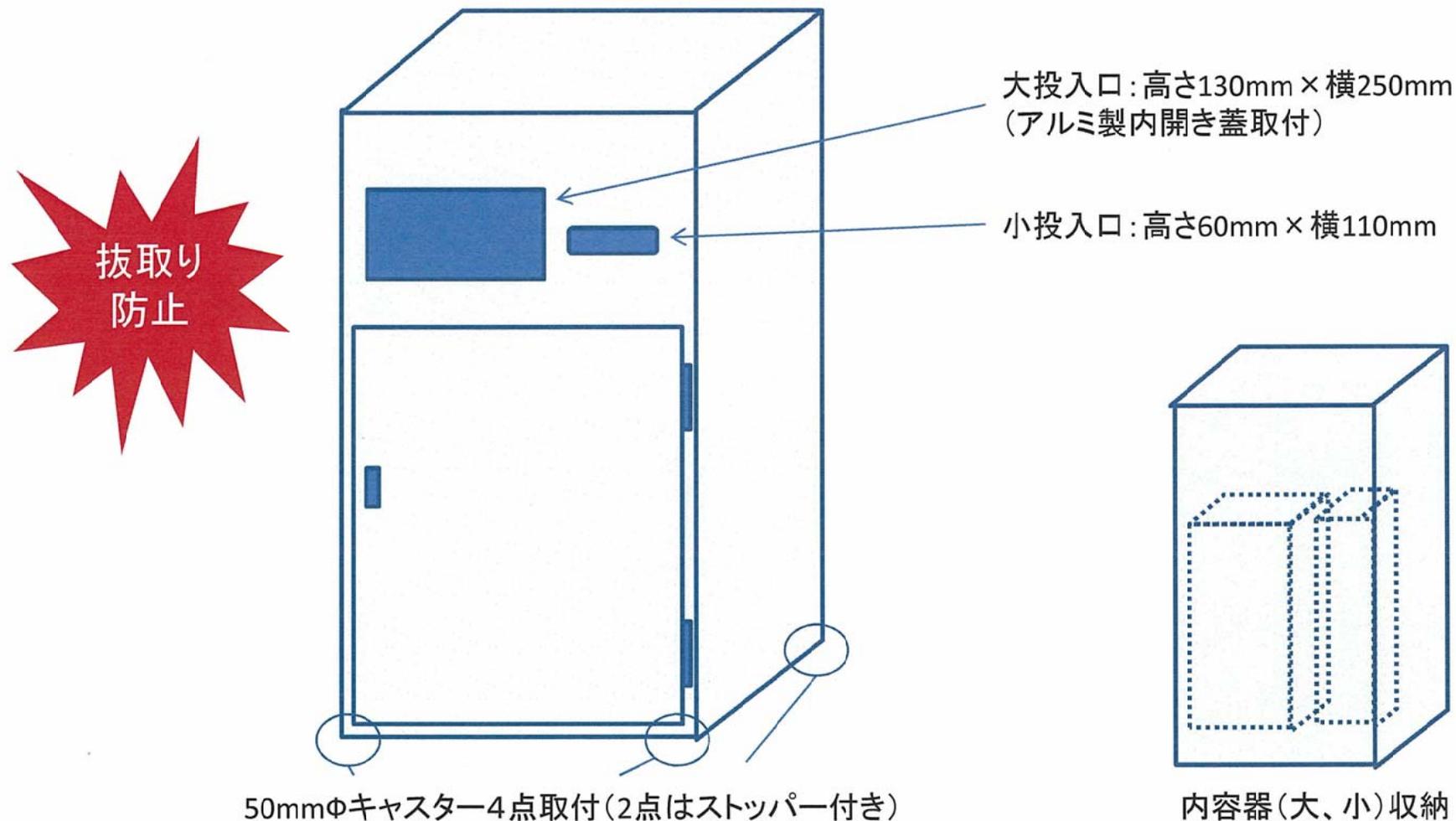
## 5. 周知方法

北区ニュース 9 月 10 日号、北区公式ホームページおよびエコー広場館で発行しているかわら版にて周知予定。

## 小型家電回収ボックスについて

・使用済みの小型家電を回収するボックスです。キャスター付きで移動可能です。  
投入口には抜き取り対策の防止板がついております。またボックスには鍵付きで外から小型家電を抜取ること  
できない仕組みとなっております。

外寸法:縦500mm×横700mm×高さ1,100mm



- ・回収対応品目: 大投入口(デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ゲーム機、ACアダプタ、カーナビ等)  
小投入口(携帯電話、携帯音楽プレーヤー等)

# 小型家電破壊装置について

- ・小型家電破壊装置はハードディスクを始めとする各種記憶メディア付きの機器の破壊処理を行う装置です。回収予定品目であるデジタルカメラ、携帯ゲーム機、携帯電話、携帯音楽プレーヤー等の多くの品目を安全に破壊することができます。
- ・携帯型で移動運び可能。

小型家電破壊装置外観



内寸法:幅45mm高さ140mm奥行130mm



- ①投入
- ②スイッチON
- ③1分後破壊完了



発火防止の為、破壊前に電池等は外します

